

第七十四回
貴族院

郵便年金法中改正法律案特別委員會議事速記録第二號

昭和十四年二月二十一日(火曜日)午後一時三十九分開會

○委員長(侯爵浅野長之君) 是カラ開會致シマス、昨日ニ續イテ質疑ヲ繼續致シマス

○男爵長基連君 昨日郵便年金ノ收支ノ狀況ト、ソレカラ準備金ノ關係トニ付キマシ

テ御質問申上ゲマシタノデアリマスガ、此ノ點ハ私ノ専門的知識ノ無イ爲、竝ニ研究ノ足ラナイ爲ニ多少分ラナイ點ガアリマス

ケレドモ、是ハ再び御尋ネシナイコトニ致シマス、次ハ此ノ郵便年金ガ最近ノ狀況ニ

於テ新契約ガ多少振ハナイヤウニ見エルノデアリマスガ、是ハ如何ナル原因ニ依ルノデアリマスルカ、其ノ點ノ御説明ヲ一應願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(藤川靖君) 只今長男爵カラ御尋ニナリマシタ最近新契約ガ比較的振ハナ

イヤウダガト云フ御話デアリマスルガ、昨日チヨト申上ゲマシタ通り、年金ノ豫定利率率ヲ變更致シマスノデ、其ノ關係デ豫定利率

ノ變更ニナリマス年ハ相當增加致スノデアリマスガ、サウ云フ點ヲ考ヘテ見マスルト、大體年々新規契約數ニハ大シタ變動ハナイ

リマスガ、サウ云フ點ヲ考ヘテ見マスルト、

テ居ルト云フコトハ如何ナモノデアリマセウカ、餘程政府ニ於テハ此ノ點ヲ注目サレ

テ希望シテ置キマス、ソレカラ是ハモウ少

ヤウニ考ヘラレルノデアリマス、唯最近比較的増加シナイデハナイカト云フ點ニ付キマシテハ、近年豫定利率ガ低金利ノ關係上引下グラレマシテ、掛金ガ多少増加致シマスヤウナ關係モアラウカト考ヘテ居ル次第デゴザイマス

○男爵長基連君 保険ノ方デハ此ノ新規契約ト云フモノガ年々非常ナ勢ヲ以テ増加シテ居リマス、然ルニ此ノ郵便年金ノ方ハ、

此ノ郵便年金事業ノ現況ト云フ中ニモアル通り、昭和二年度ニ於テハ新契約ノ數ガ金額ニ於テ一千百六十何萬圓ニナツテ居リマス、ソレガ此處ニ二年度カラ非常ニ減少シマ

シテ、ソレカラ段々少シヅ、上ツテ十年度ニ於テ又少シ下ヅ、ソレカラ十一年度ニ多

少殖エマシタガ、十二年度、十三年度デ又減ルト云フコトハ殆ドナイノデ、非常ナ勢ヲ以テ増加シテ居リマスガ、郵便年金ノ方ダケハ其ノ増加率ガ少イノミナラズ最近減ツ

テ居ルト云フコトハ如何ナモノデアリマセウカ、餘程政府ニ於テハ此ノ點ヲ注目サレ

テ、宣傳或ハ獎勵等ヲ十分ニナサレムコトヲ希望シテ置キマス、ソレカラ是ハモウ少

ヤウニ考ヘラレルノデアリマス、唯最近比

シ能ク研究スレバ分ル話デアリマスケレドモ、此ノ度改正ニナリマス條項ハ何條ノドウ云フ所デアリマスカ、又現行法中ニ廢止ニナル條項ガアレバ、ソレハドウ云フ條項デアリマスカ、其ノ點ヲ御尋ネ致シマス

○政府委員(藤川靖君) 現行法ト改正法案トノ比較ハ、御手許ニ差上ゲテゴザイマス新舊對照ヲ御覽ニナリマスルト、條文ノ關係ハ御分リニナルカト存ズルノデアリマスル

ガ、條文ノ內容ニ改正ヲ加ヘマスル爲ニ變更セラレマスルモノト、條文ノ配列ヲ變更致シマシタ爲ニ條文ノ位置ガ變リマシタモノトアル譯デゴザイマス

○男爵長基連君 其ノ配列ノ關係カラ變更ニナックテ内容ヲ變更サレタ條項ト云フモノハ、ドノ條項デアリマスカ

○政府委員(進藤誠一君) ソレデハ私カラ簡單ニ申上ゲマス、此ノ條文ノ二條ノ改正條文ト云フ中ニ二項ガ附イテ居リマス、裏ノ二頁ニ瓦ツタ所ニ年金製約……ソレガ今ノ二頁ニ瓦ツタ所ニ年金製約……ソレガ今

度ノ改正デゴザイマシテ、此ノ點ガ保證期間附年金ノ規定デゴザイマス、ソレカラ六

條モソレニ關聯シタ保證期間附年金ノ條文ヲ希望シテ置キマス、ソレカラ是ハモウ少

シ能ク研究スレバ分ル話デアリマス、唯最近比

ル點ダケヲ申上ゲマスト、十條ノ新シイ方ノモ、此ノ度改正ニナリマス條項ハ何條ノドウ云フ所デアリマセヌデ、唯法律的ノ改正デアリマス、ソレカラ十三條ノ規定ガ隨時拂、詰マス、ソレカラ十三條ノ規定ガ隨時拂、詰マスハアリマセヌデ、唯法律的ノ改正デアリマスカ、其ノ點ヲ御尋ネ致シマス

リ今度設ケマシタ隨時拂ノモノデ、ソレカ

ラ十四條ノ改正デアリマスガ、是ハ法律的改正ダケデ、制度トシテノ改正ハ大シタモノデハアリマセヌ、ソレカラ十七條ガ今度矢張リ改正ノ三ツノ主ナ點デ戰爭、事變ニ依リ戰死シタ者ニ對スル特別ノ返還ノ條文、ソレガ十七條、ソレカラアトハ十九條

ノ一部變更、一部變ヘマシタ、ソレカラ二十二條ハ今度新タニ設ケマシタ、ソレダケデアリマス、ソレカラ最後ノ附則ノ所ニ行ツテ附則ノ二項目ニ特別返還金ノ受取人ガ昭和十三年七月七日以後ニ死亡シタ場合ニハ遡及シテ適用スル、是ハ戰死者ニ對スル場

合デアリマス、大體ソレダケデアリマス、アトハ一部變リマシタトカ、一つノ條文ヲ

二ツニ分ケタトカ云フヤウナ法律ノ技術的

合マシタ通り年金ノ目的トスル所ハ保險トノ改正ニ過ギマセヌ

○男爵長基連君 昨日私質問シタ中ニ申上

テ、宣傳或ハ獎勵等ヲ十分ニナサレムコトヲ希望シテ置キマス、ソレカラ是ハモウ少

ミニナツタヤウニ思ヒマス、ソコデ私ハ成ルベク此ノ趣旨ニ副フ方向ニ此ノ年金制度ガ發達スレバ宜イト云フ考ノ者デアリマスガ、シテハ掛金ト云フコトガ非常ニ問題ニナリスレバ成ルベク少イ掛金ヲサセルヤウニヘルノデアリマスガ、茲ニ一ツノ例トシテ二歳カラ掛け始シテ、一時拂トシテ据置年金ノ場合ニ元金ヲ拋棄スルコトニシタナラバ、其ノ掛金ハドレダケデアリマスカ

○政府委員(藤川靖君) 据置一時拂ノ場合デアリマシテ、男子ト致シマスト加入年齢十二歳デ五十歳ニ支拂ヒマスルト、元金留保ノ場合ノ掛け金ハ三百十五圓五十八錢デアリマス、元金拋棄デアリマスルト二百七十分ス、尙申落シマシタガ、只今ノ八年金額百圓ヲ貰フモノト致シマシテノ計算デアリマス

○政府委員(藤川靖君) 据置一時拂ノ場合デアリマシテ、男子ト致シマスト加入年齢十二歳デ五十歳ニ支拂ヒマスルト、元金留保ノ場合ノ掛け金ハ三百十五圓五十八錢デアリマス、元金拋棄デアリマスルト二百七十分ス、尙申落シマシタガ、只今ノ八年金額百圓ヲ貰フモノト致シマシテノ計算デアリマス

スレバ從シテ其ノ利用者モ殖エルト、斯ウ考チヨット伺シテ置キタイト思ヒマスノハ、十ニ歳カラ掛け始シテ、一時拂トシテ据置年金ノ場合ニ元金ヲ拋棄スルコトニシタナラバ、

二歳カラ掛け始シテ、一時拂トシテ据置年金ノ場合ニ元金ヲ拋棄スルコトニシタナラバ、

スレバ成ルベク少イ掛金ヲサセルヤウニヘルノデアリマスガ、茲ニ一ツノ例トシテ二歳カラ掛け始シテ、一時拂トシテ据置年金ノ場合ニ元金ヲ拋棄スルコトニシタナラバ、

○政府委員(藤川靖君) 据置一時拂ノ場合デアリマシテ、男子ト致シマスト加入年齢十二歳デ五十歳ニ支拂ヒマスルト、元金留保ノ場合ノ掛け金ハ三百十五圓五十八錢デアリマス、元金拋棄デアリマスルト二百七十分ス、尙申落シマシタガ、只今ノ八年金額百圓ヲ貰フモノト致シマシテノ計算デアリマス

○政府委員(藤川靖君) 只今伺ヒマスト、相當多額ノ金ガナイト此ノ年金ニ入レナイト云フコトニナリマスガ、尤モ分割拂ニスレバマダソレヨリ安クナリマスノデゴザイマスケレドモ、一時拂デヤッテ而モ安イト云フコト

ハ最モ望マシシイコトデヤナイカト考ヘマス、其ノ點ヲ能ク一ツ御研究ヲ願ヒタイトシタ點ノコトデアリマスガ、此ノ特別返還金ノ問題デアリマス、之ニ依リマスト、返還金ヲ付シタル契約ノ場合、年金受取人ノ爲ニ積立テタル金額ノ中ヨリ普通死亡ノ場合ニ於ケル返還金ヲ控除シタル殘額ノ九割トスルト云フコトガアリマス、是ハ事變ニ際シテ戰鬪又ハ戰鬪ニ準ズベキ公務ニ依テ死亡シタト云フ場合ノ特別返還金デアリマスガ、斯ウ云フ方々ハ非常ニ優遇シナケレバナラスコトハ申ス迄モナイノデアリマスカラ、此ノ殘額ノ九割ト云フコトデナク、残額ノ全部ト云フコトニナラナイノデアリマスカ、又返還金ヲ付セザル契約ニ於テハ、年金受取ノ爲ニ積立テタル金額ノ八割トスルコトト云フコトニナッテ居リマスコトニナシ割合ヲ良ク出來ナイノデアリマスカ、此ノ點ヲ御伺ヒ致シマス

○政府委員(藤川靖君) 只今ノ御話ハ誠ニ御尤ノ事デアリマシテ、私ノ方デモ特別返還金ハ出來ルダケ澤山返スト云フ方針ヲ以テ考ヘタノデゴザイマスルガ、九割ト申シマスルノハ積立金總額ノ内カラ掛け金ニ相當致シマス分ハ全部返還致シマシテ、唯利息

ニ相當スル差額ダケノ九割デアリマスカラシテ積立金全體カラ見マスルト九割七八分位ニ相當致シマスノデ、極ク二分カ三分ダケハ取扱手數ノ爲ニ査定致シタヤウナ譯デアリマス、ソレカラ元金拋棄ニ對シテハ八割ニ減ラスノハ少シ減ラシ過ギナイカト云フ風ニ考ヘラレルノデアリマスガ、是ハ保険數理ノ計算ノ上デ元金拋棄デアリマスルト、其ノ人ノ爲ニ積シテ居リマス金ノ中ニハ、他ノ早ク死ンデシマックナ人ノ金ガ流レテ入シテ居ル計算ニナルノデアリマス、同ジ元金拋棄ノ種類ニ入シテ、早ク死ンデシマックナ人ノ分ガ棄權サレマシテ、ソレガ生殘ツテ居ル人ノ方ノ金ニ流レテ居リマスコトニナリマスノデ、其ノ分ハ削除致ス方ガ適當ト考ヘマシタノデ結局九割八分トナッテ居ルノデアリマスカラ、大變違フヤウデアリマスケレドモ實質的ニハ大差ナイ數字ニナル譯デゴザイマス

○大塚勝太郎君 速記ヲ止メテ戴キマス

○委員長(侯爵淺野長之君) 速記中止 午後一時五十六分速記中止

○委員長(侯爵淺野長之君) 速記ヲ開始、午後二時四十一分速記開始

○委員長(侯爵淺野長之君) 速記ヲ開始、他ニ御質疑ハゴザイマセスカ……ナイト認

メマスル、デ是カラ討論ニ入リマス

○河原田継吉君 私カラ簡單ニ賛成ノ趣旨ヲ申上げタイト思ヒマス、今回ノ改正案ノ主要ナル點ハ保證期間附年金制度ノ創設ヲ、戰時、事變ニ際シテ死亡シタル年金契約者ノ遺族ニ對スル特別ノ恩典ト此ノニツ

○河原田継吉君 私カラ簡單ニ賛成ノ趣旨ヲ申上げタイト思ヒマス、今回ノ改正案ノ主要ナル點ハ保證期間附年金制度ノ創設ヲ、戰時、事變ニ際シテ死亡シタル年金契約者ノ遺族ニ對スル特別ノ恩典ト此ノニツ

○男爵長基連君 改正案ノ中デ特別返還金
其ノ他軍人ノ遺族ニ對スル優遇方法ヲ講ゼ
ラレタコトニ付キマシテハ、私トシテハ至

極賛成スル者デアリマス、唯過日質問ノ際
ニモ申上ダ通り、保険ノ制度ト年金ノ制
度ト云フモノハソコニ明カナル區別ガアリ

マシテ、一方ハ遺族ノ生活ノ安定ト云フコ
トヲ目的トシ、他ノ方ハ老後ノ生活安定ト

云フコトヲ目的トシテ居ル、明瞭ニ區別ガ
アルノデアリマスカラ、此ノ點ニ關シテハ
今度ノ御改正即チ保證期間ヲ設クルト云フ

精神ハ、保険ノ制度ニ段々似通テ來ルト云
フ感ジガアリマシテ、私ノ根本ノ議論トシ
テハ多少遺憾ニ考ヘマスガ、其ノ運用ニ於
テ單ニ總體ノ金額ノ増加ト云フコトダケヲ
御考ニナラズニ、此ノ年金ノ種類ノ中デモ
尤モ此ノ年金ニ相當スル種類ノモノガゴザ

イマスカラ、此ノ種類ノモノヲ成ルベク多
ク增加スルト云フコトニ努力セラレンコト
ヲ希望スル者デアリマス、尙又掛金ノ率モ
出來ルダケ低下サレンコトニ御努力アラン
コトヲ希望致シマシテ、此改正案ニ賛成ス
ル者デアリマス

○委員長(侯爵淺野長之君) 他ニ御意見ハ

ゴザイマセヌカ……ナイト認ヌマス、是カ
ラ採決ヲ致シマス、政府提出ノ此ノ法案全

部ヲ議題ニ致シマシテ、御異議ガナケレバ
採決致シマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○委員長(侯爵淺野長之君) ソレデハ原案
ノ通リニ可決致シマシタ、是デ此ノ委員會
ハ散會致シマス

午後二時四十八分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵淺野 長之君

副委員長 風間八左衛門君

委員

犬塚勝太郎君

河原田稼吉君

男爵長 基連君

男爵佐藤達次郎君

稻畠勝太郎君

國務大臣

厚生大臣 廣瀬 久忠君

政府委員

遞信省管理局長 山田 良秀君

保險院長官 進藤 誠一君

保險院簡易保險局長 藤川 靖君

昭和十四年二月二十一日印刷

昭和十四年二月二十一日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局